

背景

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において以下の対応が必要

○ 国内の農業生産の基盤である農地の確保

○ 農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

※ 耕地面積(出典：耕地及び作付面積統計)
461万ha(平成21年)→430万ha(令和5年)

法律案の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

① 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記し、これを踏まえ、国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化
(第1条、第1条の2、第3条の2第2項及び第4条第2項)

② 農地の確保のための措置の整備
(第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項)

市町村の整備計画の策定・変更

＜農用地区域からの除外要件＞

- ・代替地がないこと 等

＜農用地区域に含めるべき土地＞

- ・一定規模以上の集团的農用地 等

+ 地域計画の達成を図るため、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

農用地区域からの除外の協議

同意

同意基準

- ・集团的農用地等の除外に関し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと(※2)等

資料の要求等

- ・面積目標の達成状況
- ・農用地区域からの除外の協議に係る資料+説明の要求(※2)

資料の提出

勧告・是正の要求

国

(※1) 赤字は改正部分
(※2) 面積目標の達成に支障がないよう、遊休農地の解消や農用地区域への編入等を講じようとしていること等

2. 農地法の改正

- ① 農地転用に係る手続の厳格化

ア 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築
(第4条第7項及び第5条第3項)

イ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設
(第51条第3項)
- ② 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備
- ア 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加
(第3条第2項)

イ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化
(第2条第3項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

① 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化
(第22条の7)

② 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置
(第3章の2等)

＜議決権要件の特例のイメージ＞

1/2超

農業関係者

1/3超

食品事業者等

50%

その他

＜農村現場の懸念払拭措置＞

- ・計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定
- ・農地の転用等を農林水産大臣が都度認定
- ・計画認定後も農林水産大臣が監督 等